

参考資料集

令和4年10月13日

滋賀県教育振興基本計画審議会

目 次

【関係規定等】

1. 教育基本法(抄) P. 1
2. 滋賀県附属機関設置条例(抄) P. 2
3. 滋賀県教育振興基本計画審議会規則 P. 3
4. 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(概要) P. 5

【政府教育振興基本計画】

5. (政府)第3期教育振興基本計画の概要 P. 7
6. (中教審)次期教育振興基本計画の策定について(諮問)(概要) P. 9
7. (中教審)次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方(素案) . P.11

【本県の教育関係計画等】

8. 滋賀県基本構想(概要) P. 30
9. 第Ⅱ期学ぶ力向上滋賀プラン P. 38
10. 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(基本ビジョン)(概要版) P. 50
11. 滋賀県公立学校教員人材育成基本方針 P. 51
12. 学校における働き方改革取組方針・計画(概要) P. 65
13. これからの滋賀の県立高等学校の在り方に関する基本方針(概要) . . . P. 66
14. 人権教育推進プラン(概要版) P. 67
15. 滋賀県いじめ防止基本方針(概要) P. 69
16. 第4次滋賀県子ども読書活動推進計画(概要) P. 70
17. 滋賀県読書バリアフリー計画(概要) P. 71
18. これからの滋賀県立図書館のあり方(概要) P. 72
19. 淡海子ども・若者プラン(概要) P. 73
20. 滋賀県文化振興基本方針(概要) P. 81
21. 第2期滋賀県スポーツ推進計画(概要) P. 83
22. すまいる・あくしょん概要図 P. 91
23. 滋賀県社会教育委員会議提言「これからの地域を支える人材育成・確保のための社会教育・生涯学習のあり方」(概要) P. 92
24. 「令和の時代の滋賀の高専」構想骨子(概要) P. 93

【本県の教育の状況に関する資料・データ】

25. 令和4年度全国学力・学習状況調査結果概要(滋賀県) P. 95
26. 令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果概要 P. 133
27. 児童、生徒の体格 P. 140

28.	令和4年3月中学校・高等学校等卒業後の進路状況調査結果	P. 141
29.	令和4年3月高等学校等卒業生就職決定状況調査結果	P. 150
30.	令和4年度滋賀県立高等学校入学者選抜のまとめ(抜粋)	P. 158
31.	学校教育におけるコロナ禍への対応の成果と課題(令和3年度第4回滋賀県総合教育会議資料)	P. 166
32.	困難な環境にある子どもたちの現状(令和4年度第1回滋賀県総合教育会議資料)	P. 172
33.	滋賀県における「学ぶ力」と「読み解く力」の育成について(抜粋)(令和4年度第2回滋賀県総合教育会議資料)	P. 190
34.	学校数の推移	P. 191
35.	園児・児童・生徒数の推移	P. 193
36.	特別支援学校および特別支援学級の幼児・児童・生徒数	P. 194
37.	高等学校課程別学科別生徒数	P. 195
38.	本務教員数の推移	P. 196
39.	公立学校教員の年齢構成	P. 197
40.	日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所推計)	P. 198
41.	滋賀県の教育予算	P. 199
42.	教育に関する相談窓口への相談件数および相談内容	P. 202
43.	コミュニティ・スクール設置率の推移	P. 203
44.	社会教育施設の設置状況	P. 204
45.	県立図書館における蔵書冊数および貸出冊数の推移	P. 205
46.	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」掲載講座等件数	P. 206
47.	県内教育施設一覧	P. 207
48.	滋賀県教育委員会の機構	P. 208

教育基本法(抄) (平成十八年法律第百二十号)

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○滋賀県附属機関設置条例(抄)

平成25年7月5日

滋賀県条例第53号

(設置等)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門委員等)

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

(部会等)

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

別表(第2条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県教育振興基本計画審議会	知事の諮問に応じて教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の教育の振興のための施策に関する基本的な計画について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他知事が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間

○滋賀県教育振興基本計画審議会規則

平成25年7月5日

滋賀県規則第81号

改正 平成28年4月1日規則第61号

平成31年4月1日規則第31号

滋賀県教育振興基本計画審議会規則をここに公布する。

滋賀県教育振興基本計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第5条の規定に基づき、滋賀県教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 審議会に、会長および副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。

6 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部私学・県立大学振興課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則61号・31年31号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年規則第61号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年規則第31号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例について

1 背景

令和元年6月28日に学校教育の情報化の推進に関する法律が施行され、我が国の学校教育の情報化の推進に関し基本理念、国・地方公共団体等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進することとなった。

本県では、この法律を受けて国が策定する学校教育情報化推進計画を基本として、本県における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（以下「県計画」）を策定し、施策に取り組んでいくこととなる。

一方、教育改革・ICT推進対策特別委員会では、今年度の重点調査項目を、「ICTを活用した教育の質の向上について」とされ、議員提案による条例を制定することにより、学校教育の情報化を一層推進することとされた。

制定する条例は、学校教育の情報化の推進に関する法律を基本とし、議員討論を踏まえて本県として特に取り組む点などを反映することとし、当該条例を、県計画策定の根拠条例と位置付けることとされた。

2 検討の経緯

教育改革・ICT推進対策特別委員会で、令和3年5月26日から令和4年1月19日にかけて8回にわたり討議が行われた。また、7月20日には、総合教育センターにおいて、研修や研究の内容等について調査が行われた。

討議の中では、今後、集中的に取り組を進めるため委員会としても後押しがしたい、大きな転換点になることから条例化も含めて考えたいなどの意見が出され、条例化を目指して調査研究を進めていくこととされた。

議員討論を踏まえ、議会事務局において条例（案）が作成され、令和4年1月24日から2月23日にかけてパブリックコメントを実施された。

2月定例会で議員提案され、令和4年3月18日に可決された。

3 今後の予定

令和4年4月1日施行

令和4年度、国の学校教育情報化推進計画を踏まえ、県の計画を策定予定

滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例(概要)

第1 目的 (第1条)

学校教育の情報化の推進に関する法律第21条の規定の趣旨にのっとり、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、県および学校の設置者の責務等を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する基本的な事項等を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う児童生徒の生きる力の育成に資する。

第2 定義 (第2条)

学校、学校教育の情報化、児童生徒、デジタル教材およびデジタル教科書の定義を定める。

第3 基本理念 (第3条)

学校教育の情報化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われること。

- 1 児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を活用した個別最適な学びと情報通信機器を使用した意見交換、発表等を活用した協働的な学びの一体的な充実、対面による指導と遠隔授業等を融合した授業づくりその他の情報通信技術を日常的に活用した教科等の指導等が適切に行われることにより、情報活用能力および確かな学力の育成が効果的に図られること。
- 2 情報通信技術を活用した学習とデジタル教材以外の教材を活用した学習、体験学習等とを適切に組み合わせること等により、多様な方法による学習が推進されるよう行われること。
- 3 全ての児童生徒が、経済的な状況、地域、障害の有無等にかかわらず、等しく、学校教育の情報化の恵沢を享受し、もって教育の機会均等が図られるよう行われること。
- 4 情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の負担が軽減され、児童生徒に対する教育の充実が図られるよう行われること。
- 5 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いおよびサイバーセキュリティの確保を図りつつ行われること。
- 6 児童生徒が、自己または他人の権利を尊重し、情報化社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、および情報通信技術を適切に利用することができるよう行われること。
- 7 児童生徒による情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮して行われること。
- 8 県、市町、学校の設置者および保護者の適切な役割分担による協働により推進されること。

第4 県の責務等 (第4・5条)

県の責務および学校の設置者の役割を規定

第5 推進計画 (第6条)

県は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を策定する。

第6 基本的施策 (第7～17条)

- 1 情報通信技術を活用した指導方法等の普及
- 2 情報モラル教育の充実等
- 3 障害のある児童生徒の教育環境の整備
- 4 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導等
- 5 学校の教職員の資質の向上のための研修の充実等
- 6 県立学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
- 7 学習の継続的な支援等のための体制の整備
- 8 個人情報の保護等
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究等の推進
- 11 県民の理解と関心の増進

第7 推進体制の整備 (第18条)

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他必要な措置を講ずる。

第8 財政上の措置 (第19条)

県は、学校教育の情報化の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第3期教育振興基本計画(概要)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1)社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2)教育をめぐる状況変化
- 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 教師の負担
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇大学施設の改修 等
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

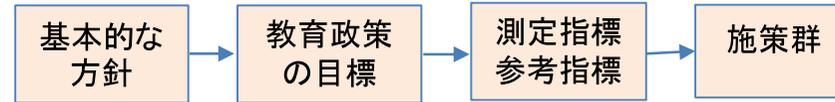
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1)確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2)豊かな心の育成<〃>		
	(3)健やかな体の育成<〃>		
	(4)問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6)家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7)グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9)スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11)人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進		
	(12)職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13)障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16)新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17)ICT利活用のための基盤の整備		
	(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19)児童生徒等の安全の確保		
	(20)教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21)日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		

次期教育振興基本計画（令和5(2023)年度～令和9(2027)年度） 諮問の概要

○教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項（教育振興基本計画）

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

社会の変化（2040年以降の社会）

- ・人口減少や高齢化、デジタルトランスフォーメーション、グローバル化や多極化、地球環境問題など
- ・変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代であり、先行き不透明で将来の予測が困難な未来

望む未来を私たち自身で示し、作り上げていくことが求められる時代

超スマート社会（Society 5.0）

一人一人の人間が中心となる社会
労働市場の構造や職業そのものの抜本的な変化

ウェルビーイング

一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の
幸せでもあるウェルビーイング（Well-being）

- ・「変革を起こすコンピテンシー」、新たな価値を創造していく力
- ・幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、さらには大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで、より一層の連続性・一貫性の中で有機的につながりを持つとともに、これらが産業界や国際社会も含めた幅広い社会のニーズに応えるものとなること
- ・絶えず変化する予測困難な社会における人材移動を支える社会人の学び直し（リカレント教育）
- ・全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進

○「令和の日本型学校教育」答申：「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- ・一人一台環境の実現や公立小学校における35人学級の計画的整備など教職員定数の改善 等

○「グランドデザイン」答申

- ・「学修者本位」を前提とした制度改正の提言 等

○新型コロナウイルス感染症を契機として

- ・デジタルがもたらす学びにおける可能性の提示、学びの在り方の変容
- ・学校の持つ福祉的機能や教師の存在意義、リアルな体験の持つ価値の再認識

○超スマート社会（Society 5.0）に対応し、幼児教育・義務教育から高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなるよう、教育や学習の在り方も大きく変容が求められる状況。「デジタル」と「リアル」の最適な組合せの観点から、コロナ後の教育や学習の在り方について検討することが必要。

○共生社会を実現していく上で、学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングが実現されるように制度等の在り方を考えていく必要。

諮問事項

- ① 改正教育基本法の基本理念、現行計画の成果と課題、国内状況の変化、国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針について。特に、オンライン教育を活用する観点など「デジタル」と「リアル」の最適な組合せ、及び、幼児教育・義務教育の基礎の上に、高等学校、大学、高等専門学校、専門学校、大学院まで全体が連続性・一貫性を持ち、社会のニーズに応えるものとなる教育や学習の在り方について
- ② 上記の基本的な方針を踏まえた、生涯を通じたあらゆる教育段階における、今後5年間の教育政策の目指すべき方向性と主な施策について
- ③ 学校内外において、生涯を通じて学び成長し、主体的に社会の形成に参画する中で、共生社会の実現を目指した学習を充実するための環境づくりについて
- ④ 第3期教育振興基本計画及びその点検結果を踏まえつつ、多様な教育データをより有効な政策の評価・改善に活用するための方策について

これまでの教育振興基本計画

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画。
- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）を策定、平成25年6月に第2期計画（平成25年度～平成29年度）を策定。
- 現在は第3期計画（平成30年度～令和4年度）の期間中。

第1期計画

対象期間	平成20（2008）年度～平成24（2012）年度
基本的方針	今後10年間を通じて目指すべき教育の姿
教育の目指すべき方向性	①社会全体で教育の向上に取り組む ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
成果目標・指標	なし

第2期計画

対象期間	平成25（2013）年度～平成29（2017）年度
基本的方針	一人一人の「自立」した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことができる「生涯学習社会」の構築
教育の目指すべき方向性	①社会を生き抜く力の養成 ②未来への飛躍を実現する人材の養成 ③学びのセーフティネットの構築 ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成
成果目標・指標	あり

第3期計画

対象期間	平成30（2018）年度～令和4（2022）年度
基本的方針	教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する
教育の目指すべき方向性	①夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する ②社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する ③生涯学び、活躍できる環境を整える ④誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する ⑤教育政策推進のための基盤を整備する
成果目標・指標	あり

次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（素案）

※本資料はこれまでの計画部会等における議論を事務局において整理したもの

0. 次期教育振興基本計画のコンセプト

- 予測困難な時代の象徴としての新型コロナウイルス感染症拡大による影響とロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化、浮き彫りになった課題と学校・教育の役割、学びの変容
- 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者（学修者）主体の学び等の充実を図り、日本型ウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、多様な個人のウェルビーイングの実現を目指す。また、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能を重視する。
- 少子化・人口減少の中で、持続可能な社会の発展を生み出していく人材を育むため、主体的に社会の形成に参画し、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育において培うとともに、社会や時代の変化に応じて課題を発見・解決するための学びをいつでも受けられる教育・社会環境を整備する。
- コロナ禍を契機としてデジタルが飛躍的に社会に浸透。将来の社会基盤に変化をもたらすデジタルトランスフォーメーションを教育・学習全体の中に組み込む。
- これらを通じた価値創造により、人間中心社会としての Society 5.0 の実現を目指す。

I. 我が国の教育をめぐる現状と課題

(1) 教育の普遍的な使命

- 明治5年に我が国最初の全国規模の近代教育法令である「学制」が公布されてから令和4年で150年を迎えた。この間、各般の教育改革を経て、我が国の教育は国際的に高い水準を達成するに至り、社会の発展に大きく寄与してきた。
- 近時の新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵略は、平穏な日常が脅かされ、基本的な価値が揺らぐという共通経験をもたらし、平成18年に改正された教育基本法の前文にある「たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことの重要性を再確認する契機となった。
- 同法第1条においては、教育の目的として「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」

が規定されるとともに、第2条においては教育の目標として、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが規定されている。

- これら教育基本法の理念・目的・目標は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」である。教育振興基本計画は、「不易」なるものを普遍的な使命としつつ、「流行」としての社会や時代の変化の中で、我が国の教育という大きな船の羅針盤となるものであり、その指し示す進むべき方向に向けて必要な政策を着実に実行していかなければならない。

(2) 第3期計画期間中の成果と課題

- 教育基本法の改正後、国は同法に基づく教育振興基本計画をこれまで第1期、第2期、第3期と策定し、教育の目的や理念を具体化する施策を総合的、体系的に位置づけて取組を進めてきた。
- 第1期教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を示して計画を推進し、その検証結果も踏まえて、第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては「自立」「協働」「創造」を基軸とした生涯学習社会の構築に向けて教育政策を推進した。
- 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）においては、第2期計画の理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すとともに「教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化する」ことを基本的な方針として掲げ、「教育立国」の実現に向けて取組を進めた。
- こうした取組の成果として、まず初等中等教育段階においては、PISA等の国際調査において、高い学力水準を維持しているほか、GIGAスクール構想により1人1台端末と高速通信ネットワーク等のICT環境の整備が飛躍的に進展した。また、小学校における35人学級の計画的整備や高学年教科担任制の推進等の教職員定数改善と支援スタッフの充実が図られた。また、インクルーシブ教育システムを推進するため、通級による指導の担当教員の基礎定数化、教職課程における特別支援教育に関する科目の必修化、外部人材への財政支援の拡充等を実施した。
- 高等教育段階においては、グランドデザイン答申を踏まえ、大学の認証評価のための法改正、全学的な教学マネジメントや質保証システムの確立、高等教育機関の連携・統合のための体制整備、大学設置基準の改正等、学修者本位の

教育への転換に向けた取組を推進した。

- さらには学校段階を通じた教育費負担の軽減として、幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金の充実、高等教育修学支援新制度の導入が実施された。これにより、経済的に困難な世帯の子供の大学進学率が向上するとともに、経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少がもたらされた。また、質の高い教育研究環境の整備を推進するとともに、安全・安心の確保に向けて施設の長寿命化や耐震化などが着実に実施された。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、留学をはじめとするグローバルな人的交流が激減したほか、様々な体験活動の停滞をもたらした。また、学校が子供たちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという学校の福祉的役割を再認識する契機ともなった。
- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数は増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。なお、不登校が家庭の貧困につながるなどの懸念も指摘されている。
- 学校における働き方改革については、その成果が着実にしつつあるものの、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。
- 近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や既卒の受験者数の減少、産休・育休取得者や特別支援学級の増加等が要因となり、採用倍率の低下や教師不足といった課題も生じている。
- 地域の教育力の低下や、地域コミュニティ機能の強化の重要性が指摘される中で、地域と学校の連携・協働体制の構築の取組であるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組は全体としては進んでいる一方で、自治体間・学校種間で差が生じている。また、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育てに不安を持つ保護者も多く、地域全体で家庭学習を支えることの重要性が高まっている。
- 社会経済の発展の観点からは、イノベーション人材の不足や労働生産性の低迷が指摘される中、社会人の学び直しが十分に進んでいない状況に対し、リカレント教育やリスキリングの重要性が指摘されているところである。
- 大学等の高等教育機関においては、授業外学修時間の増加などコロナ禍における学修機会の確保の取組の成果が見られる一方、全学的な教学マネジメントの確立に向けた具体的な取組の進展について大学間の差が見られるとともに博士課程進学率が低い傾向が続いており、引き続き、学生の学びの質・量確保に向けた取組が求められる。

(3) 社会の現状や変化への対応

- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われている。これまでの3回にわたる計画の中で、少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、地球規模の課題、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として継続的に掲げられてきた。こうした中、第3期計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症拡大の影響及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、まさに予測困難な時代を象徴する事態であったと言えよう。このような危機にいかに対応していくかという観点は今後の重要な課題である。また、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展は社会により良い変化をもたらす可能性のある変革として注目されている。
- 2040年以降の社会を見据えたとき、現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。
- 予測できる社会の変化としてはまず、人口減少が挙げられ、現在の生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の2/3に減少すると推計されている。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれる状況にある。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要である。
- デジタルトランスフォーメーションや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン（脱炭素）人材が不足するとの予測がある。また、AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場が今後変容していくことが見通される。
- 経済先進諸国においては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング（Well-being）」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構（OECD）の「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている。
- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。
- 成年年齢や選挙権年齢が18歳に引き下げられ、若者の自己決定権の尊重や積

極的な社会参画が図られるとともに、こども家庭庁設置法及びこども基本法が成立し、子供の権利擁護及び意見表明などについて規定されたことを踏まえた対応が必要である。

- そして、VUCA の時代において、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという、学習指導要領前文に定められた姿がまさに求められる。その際、教育基本法の理念・目的・目標について規定されている普遍的価値を共有した上で、主体的な社会の創り手となる考え方が重要である。
- 今後目指すべき未来社会像として、第6期科学技術・イノベーション基本計画において、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての Society5.0（超スマート社会）が示されている。
- これら社会の現状や変化、目指すべき社会像の中での教育・学習の在り方を本計画で示すものである。

（4）教育政策に関する国内外の動向

- 第3期計画期間中には、中央教育審議会において、「学校における働き方改革」答申、「令和の日本型学校教育」答申、「高等教育のグランドデザイン」答申、「第3次学校安全の推進に関する計画の策定」答申が示された。また、生涯学習分科会、初等中等教育分科会、大学分科会、「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会において、審議まとめ等がとりまとめられるとともに、文部科学省に設置された各種の有識者会議において教育政策に係る各種の提言がなされた。
- また、教育未来創造会議第一次提言、総合科学技術・イノベーション会議の教育・人材育成に関する政策パッケージ、経済産業省の未来人材ビジョンなど、関係省庁においても、教育政策に関する議論・提言が行われている。
- 国外では、経済協力開発機構（OECD）において、2030年の教育を見据えた「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」が示されるとともに、ユネスコでは「教育の未来」グローバルレポートがとりまとめられている。

Ⅱ. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 前述の我が国の教育を巡る現状と課題を踏まえ、本計画においては、以下の5つの基本的な方針を定める。
 - ①日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進

- ②社会の持続的な発展を生み出す人材の育成
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

（5つの基本的な方針）

① 日本型ウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育

（日本型ウェルビーイングの概念整理）

- ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。
- ウェルビーイングの捉え方は国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方がありうる。

【第7回会議で議論】

- ウェルビーイングの国際的な比較調査においては、自尊感情や自己効力感が高いことが人生の幸福をもたらすとの考え方が強調されているが、これは獲得的な幸福を重視する欧米的な文化的価値観に基づくものであり、同調査によると日本を含むアジアの文化圏の子供や成人のウェルビーイングは低いとの傾向が報告されることがある。しかし、我が国においては人とのつながりや思いやり、利他性、社会貢献意識などを重視する協調的な幸福感がウェルビーイングにとって重要な意味を有しており、獲得的幸福と協調的幸福とのバランスを取り入れた日本型ウェルビーイングの実現を目指すことが求められる。こうした調和と協調（Balance and Harmony）あるウェルビーイングの考え方は世界的にも取り入れられつつある。
- 日本型ウェルビーイングの構成要素としては、「主観的な幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「開放的協調性と多様なつながり」、「自己肯定感と自己実現」、「安全・安心な環境」などが考えられる。これらを教育を通じて向上させていくことが求められる。
- そのためには教師のウェルビーイングを確保することが不可欠であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。このことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。

○ さらに、生涯学習・社会教育を通じて地域コミュニティを基盤としてウェルビーイングを実現していく視点も大切である。

(誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びによる共生社会の実現)

- 一人一人の多様なウェルビーイングの実現のためには、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要がある。
- 近年、いじめの重大事態の発生件数や児童生徒の自殺者数は増加傾向であり、憂慮すべき状況である。また、不登校児童生徒数が増加しており、個々の状況に応じた適切な支援が求められている。特別支援教育を受ける障害のある子供は近年増加傾向にあり、病気療養中の子供やヤングケアラー、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化している。また、特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の必要性も高まっている。我が国で学ぶ外国人の子供や海外で学ぶ日本人の子供の学びも保障される必要がある。
- 誰一人取り残さず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことのできる場面を一つでも多く作り出すことが求められる。
- その際、支援を必要とする子供やマイノリティの子供の「弱み」に着目して支えるという視点だけではなく、そうした子供たちが持っている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点（エンパワメント）を取り入れることも大切である。このことは、マイノリティの子供の尊厳を守るとともに、周りの子供や大人が多様性を尊重することを学び、マジョリティの変容につながるものとなるものと考えられる。
- また、一人一人のニーズに合わせた教育資源の配分を行うという「公平、公正」の考え方も重要となる。「多様性」、「包摂性」に「公平、公正」を加え頭文字を取ったDE&I (Diversity, Equity and Inclusion) の考え方も重視されてきている。
- 加えて、離島、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、全国どこでも子供たちが充実した教育を受けられるようにすることが重要である。
- こうした方向性は教育段階を通じて求められるものであり、初等中等教育段階だけでなく、大学や専門学校等の高等教育機関における障害のある学生・生徒の学習機会の提供や学校を卒業した障害のある方への生涯学習機会の提供も充実していく必要がある。
- 一人一人が多様な他者を理解・尊重し、包摂的な社会を築いていくためには、例えば障害の有無にかかわらず共に学ぶ「交流及び共同学習」や、国内外

において外国人児童生徒学生等と交流する留学・異文化交流・国際理解教育、地域で子供が交流・協働するキャリア教育・職業教育など、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会や異なる環境に身を置く機会を持つことが重要である。

- これまで学校では「みんなで同じことを、同じように」することを過度に要求され、「同調圧力」を感じる子供が増えてきたことが指摘されている。異なる立場や考え、価値観を持った人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、「同調圧力」への偏重から脱却する上で重要であり、学校のみならず社会全体で重視していくべき方向性である。また、そのことを可能にするための土壌として、「風通しの良い」組織・集団であることが大切である。
- こうしたことを通じて、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会を実現していくことが求められる。また、組織や集団における多様性の尊重は、後述するイノベーション創出にもつながる重要な考え方である。

(共生社会の実現に向けた教育の方向性)

- 令和の日本型学校教育答申で提言された「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」は、多様な子供の状況に応じた学びを進めるとともに、多様な他者と学び合う機会を確保するものであり、共生社会の実現に向けて必要不可欠な教育政策の方向性である。高等教育においても、グランドデザイン答申をはじめとする累次の答申・審議まとめ等において、多様な価値観を持つ多様な人材が集まるキャンパスにおいて、一人一人の学生の学修意欲を喚起し、学修者本位の教育を提供していく方向性が示されている。こうした目指すべき教育の方向性を共生社会の実現という観点から改めて捉え直し、教育に携わる者が共有した上で、日常の教育の営みの中に取り込んでいかなければならない。
- その際、第3期計画期間中に飛躍的に整備されたICT環境を効果的に活用していく必要がある。GIGAスクール構想による1人1台端末や高速通信ネットワーク環境の整備などにより、距離や場所、時間の制約が取り払われ、様々な国や地域との交流が容易になるとともに、へき地における教育環境の充実や登校できない子供の学びや交流の機会の充実が可能となっている。また、デジタルの特性を生かした障害のある子供や外国人児童生徒等のアクセシビリティの向上も期待される。ICTを活用した新たな取組の実践を通じて、一人一人の状況やニーズに応じたより良い教育環境を目指していく必要がある。
- 児童生徒に対する生徒指導は、学習指導と並んで、共生社会実現に向けた資質・能力の育成に重要な意義を有するものである。児童生徒が自発的・主体的

に自らを発達させていくことが尊重され、その過程を学校や教職員が支えていくという発達支持的生徒指導を重視していくことが求められる。また、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけるための教育相談も、生徒指導と一体化させ、全教職員が一致して取組を進めることが求められる。

- コロナ禍によりその機会が減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動、文化芸術活動等）は、自己肯定感や協調性、主観的幸福感など、ウェルビーイングの向上に資するものであり、体験を通して他者と協働することにより共生社会の実現にもつながる意義を有するものであり、その機会の充実を図っていくことが求められる。また、児童生徒等の心身の健やかな育成に向けた学校保健、食育、スポーツ活動、豊かな感性を育む読書活動の推進も重要である。

（個人と地域・社会のウェルビーイングのつながり）

- 社会全体のウェルビーイングの実現に向けては、個人のウェルビーイングが様々な場において高められ、個人の集合としての場や組織のウェルビーイングが高い状態が実現され、そうした場や組織が社会全体が増えていくことが必要となる。子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、さらには世代を超えて循環していくという在り方が求められる。
- そのためには、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進するとともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人の枠組みを活用することなどにより、学生と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

② 社会の持続的な発展を生み出す人材の育成

（社会の持続的な発展に向けて）

- 気候変動などの地球環境問題や少子化・人口減少、都市と地方の格差などの社会的課題やロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化の中で、国民一人一人の持続的な幸福としてのウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていく必要がある。特に我が国においては少子

化・人口減少が著しく、将来にわたって現在の経済水準を維持するためには一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要がある。また、社会的課題の解決と経済成長を結び付けて新たなイノベーションにつながる取組を推進することが求められる。Society5.0時代においてこれらを実現していくために不可欠なのは「人」の力であり、「人への投資」を通じて社会の持続的な発展を生み出す人材を育成していかなければならない。

(主体的社会参画意識の醸成と価値創造の志向)

- 我が国の子供たちは社会に主体的に参画する意識が低いことが指摘されている。社会の持続的な発展を生み出す人材を養成するためには、自らが社会を形成する一員であり、合意形成を経て自らルールや仕組みを作ることができる存在であるという認識を持つことが重要である。このことはOECDのLearning Framework2030における生徒のエージェンシー（変革を起こすために目標を設定し、振り返りながら責任ある行動をとる能力）の重視とも軌を一にする方向性である。地域の具体的な課題など実社会における課題解決学習やキャリア教育、主権者教育など、様々な活動を通じて主体的社会参画意識を醸成していく必要がある。なお、校則の策定や見直しの過程で児童生徒が関与することについては、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながるものと考えられる。
- あわせて、社会の持続的な発展のためには、その時代において将来を見通した時に求められる分野の人材を養成することが必要である。現在、デジタルやグリーン（脱炭素など）等がこれからの社会における価値創造にとって重要な分野であることが見通されており、こうした成長分野における人材養成へのシフトを機動的に行っていく必要がある。また、社会経済の課題が多様化・複雑化する中、専門知による課題解決が困難となり、「総合知」の重要性が指摘されている。こうした観点から、大学において文理横断・文理融合教育を推進するとともに、初等中等教育では探究・STEAM教育を強化し、あわせて理数系分野におけるジェンダーギャップの解消にも取り組むことが求められる。

(主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニング、大学教育の質保証)

- 令和の日本型学校教育答申において指摘されている「正解（知識）の暗記」、「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」に基づく授業改善を行っていくことは、社会の持続的な発展を生み出す人材養成において不可欠である。学習指導要領前文に示された「持続可能な社会の創り手」を育成するための教育実践が求められる。
- こうした、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通

じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、高等教育や生涯学習・社会教育においても重要である。生涯の人格形成の基礎となる幼児教育や義務教育で培ってきた資質・能力や学習意欲を、後期中等教育、高等教育において損なわずに更に伸ばさせていくことができるよう、高等学校教育改革、大学入学者選抜の改善、大学等における問題解決学習（PBL）等によるアクティブ・ラーニングの充実などに取り組む必要がある。

- また、特に大学教育については、大学進学率が50%を超える中で質保証に対する懸念が指摘されていることも踏まえ、全ての大学において3つのポリシーや内部質保証、教学マネジメント、学生や社会の声を反映した不断の見直しが行われ、学修者本位の教育が実現されるよう、各大学の取組を促していくことが重要である。

（グローバル人材育成、持続可能な社会の志向）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化により、世界経済の停滞や国際的分断の進行の懸念が高まっている。こうした中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出す人材として、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバルリーダーや、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成を推進していく必要がある。日本や外国の言語や文化を理解し、日本への愛着や誇りを持ちつつ、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、留学等の国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、外国人留学生の受入れ環境や大学等のグローバル化の基盤・ルールの整備、外国人への教育の充実などを図っていく必要がある。
- その際、「持続可能な社会の創り手」を育成する視点が重要であり、持続可能な開発のための目標（SDGs）の実現に貢献するESDを推進するとともに、多くの児童生徒学生等がグローバルな環境を体験する機会を与えられることが望まれる。特に距離や場所、時間の制約を克服するデジタルの活用により様々な国際交流の可能性が生まれており、遠隔・オンラインとリアルを組み合わせたプログラムの展開が求められる。

（地域・産学官連携、職業教育）

- 地域が持続的に発展していくためには、その地域への愛着・誇りを持ち、仕事を通じて経済的に自立し、地域の課題解決に主体的に参加する人材を育成することが必要である。また地域住民同士が相互につながり、かかわりあう関係

を築いていくことが求められる。

- 社会経済の発展を牽引するイノベーションの創出や各地域における産業振興に向けて、学校と産業界が一体となって人材育成に取り組むことが一層重要となっている。経済産業省の「未来人材ビジョン」においては、今後重視される「問題発見力」「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加し、相対的に求められない職種では減少することが示唆されており、産学官が対話をしつつ共に各地域や産業分野において求められる資質・能力を育てていく必要がある。
- そのためには、学校を地域や社会に対して開いていくことが重要である。小中高등학교等においてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、探究活動、キャリア教育・職業教育等において、地域や産業界などの声を聞くとともに、教育実践への協力を得ていくことが求められる。また、実践的・創造的な技術者の養成を行う高等専門学校における教育の充実、地域産業における中核的な役割を担う専門人材育成に向けた専修学校における職業教育の充実を図ることも重要である。大学においては、地域や産業界等と大学との連携強化や、地域ニーズを踏まえた教育プログラムの構築、大学教育の質に関する情報公表等を進めることが期待される。さらに、アントレプレナーシップ教育（起業家精神教育）をあらゆる学校段階で推進していくことや機関の枠を超えた産業界等との連携により大学院教育を強化していくことが求められる。
- 大学のキャンパスは、高度で先進的な人材や設備が集積しており、地域における人材育成、イノベーション・産業振興のハブや脱炭素化等の様々な面で重要な役割を果たしていることから、大学における教育研究活動とその活動の場となるキャンパス環境の整備が一体となった共創拠点（イノベーション・コモンズ）化を推進していくことが重要である。

（多様な才能・能力を生かす教育）

- 近年、海外において多様な才能を有する人物のアイデアにより非連続なイノベーションが創出され、企業価値や行政機能が高められた事例が注目されている。他方、我が国においては、これまで学校教育において一人一人の子供たちの多様な才能をどのように伸ばしていくのかという議論が十分行われてこなかった。子供たち一人一人の多様な才能・能力を埋もれさせず、その才能を伸ばしていくための教育を行っていくことは重要な課題である。これまでの同一年齢で同一内容を学習することを前提とした教育の在り方にとらわれず、日本型学校教育の優れた蓄積も生かして、個々に最適な学びを提供するとともに、正解（知識）の暗記や画一的な教育による弊害を排し、多様な才能・能力を生かす教育を行っていくことが求められる。

(生涯にわたって学び続ける学習者の育成と環境整備)

- 人生 100 年時代において、社会の構造的な変化に対応するため、社会人の学び直し（リカレント教育）をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。特に我が国においては大人になってから大学等において学ぶ学生の割合が低く、社外学習や自己啓発を行っていない社会人が諸外国と比べて突出して多いとの報告もあり、社会人の学び直しは喫緊の課題であるとともに、生産性向上のための伸び代でもある。
- 生涯学習社会を実現するためには、まず、生涯にわたって学び続ける学習者としての基盤を学校教育等において培うことが重要である。初等中等教育や高等教育において、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解することや、興味・関心を喚起する学びを提供することなどにより、学びを習慣化し、生涯にわたって能動的に学び続けるための態度を涵養することが重要である。
- そして、学び直しの中核的機関である大学・専門学校等の高等教育機関において、社会人が学びやすい教育プログラムが提供されるとともに、企業等において学び直しの成果が適切に評価され、さらには学ぶ意欲がある人への支援の充実などの環境整備が図られるべきである。その際、産学官で対話・連携することが重要である。産業界が Society5.0 において期待する資質として「主体性」、「チームワーク・リーダーシップ・協調性」、「実行力」、「学び続ける力」、能力として「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「創造力」が挙げられており、こうした認識を共有しつつ、教育プログラムを開発・提供していくことが求められる。

③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

- 社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、社会教育の役割が重要となる。
- 地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会

全体の基盤となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。

- このため、前述したコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

(公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成と活躍機会の拡充)

- 公民館や図書館等の社会教育施設は、デジタル田園都市国家構想基本方針においてデジタル技術を活用し、地域の生かした地域の社会課題の解決・地域の魅力向上が提言される中、社会教育の拠点として、自らが果たす役割を明確化することが求められている。それにあたっては、地域住民の意向を運営に取り入れることなどにより、機能強化を図ることが重要である。その際、貧困の状態にある子供、外国人、障害のある方やその家族、社会的に孤立しがちな若者や高齢者など、困難な立場におかれている人々の社会的包摂の観点からの対応が求められる。
- また、社会教育施設には、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面によりつながりを持てる機会の充実も求められる。あわせて、学校施設との複合化や、文教施設を官民連携で整備することも、地域コミュニティの拠点を形成するうえで重要である。
- 社会教育に対するニーズが高まる中、地域において社会教育活動を支える社会教育主事及び社会教育士の役割はその重要性を増している。都道府県・市町村における社会教育主事の配置促進や社会教育士の活躍機会の拡充に向けた取組を推進することが必要である。

(生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進)

- 生涯学習は、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本として、生涯を通じて行うものである。特に社会人を対象とした職業能力向上のためのリカレント教育は前述のとおりであるが、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための学習も重要である。広く国民が生涯にわたって学ぶ社会を実現していくことが求められる。
- その中でも、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として位置付け、人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。

④ 教育デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進

(DX の段階)

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世界全体にデジタル化の飛躍的進展をもたらした。今後、社会全体のデジタルトランスフォーメーション (DX) が加速していく中で、教育の分野において ICT を活用することが特別なことではなく「日常化」するなど、デジタル化を更に推進していくことが不可欠である。

【第7回会議において議論】

- DX には一般に「デジタルイゼーション」、「デジタルライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の3段階があると言われている。第1段階のデジタルイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。第2段階のデジタルライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材の組み合わせからデジタル教材のリコメンドを参考に最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第3段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。
- 教育 DX を推進していくためには、①教育データの標準化などの共通的なルールの整備、②基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・利活用について、可能な部分から着手し全国的な仕組みにつなげていく必要がある。
- GIGA スクール構想により1人1台端末の実現をはじめ、第3期計画期間中に全国の小中高等学校等における ICT 環境整備は飛躍的に進展した。これにより第1段階の準備は整ったところである。今後は、全ての学校において第1段階を着実に実行しつつ、当面、第3段階を見据えながら、全国すべての学校で、第1段階から第2段階への移行を着実に進めることが適当である。その際、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す、将来的な第3段階の構想を、各段階での ICT 活用やデータ利活用のイメージを、教育行政や教師をはじめとする教育関係者が共有した上で取組を進めることが重要である。

(各学校段階における教育 DX の推進)

- 初等中等教育においては、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成するとともに、そのための教師の指導力向上・ICT 環境整備の更なる充実が求められる。また、デジタル教科書・教材・学習支援ソフトの活用に向

けた取組の推進、クラウド活用による次世代の校務 DX を通じた、教育データの利活用、学校における働き方改革にも取り組む必要がある。

- 高等教育においては、コロナ禍において世界的に遠隔・オンライン教育が進展し、高等教育の新たな可能性を拓くものとなった。面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育やデジタルを活用した教育の高度化を図るとともに、データサイエンス等の履修促進などを進めることが求められる。また、社会の DX を支える DX 人材の養成も重要である。
- 生涯学習においては、遠隔・オンライン教育の活用による受講の利便性の向上や学習履歴の可視化におけるデジタル技術の活用を推進すべきである。また、公民館や図書館等の社会教育施設におけるデジタル基盤の強化やデジタル教育の充実も求められる。
- これらの取組の推進に当たっては、デジタルリテラシーやサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことも求められる。
- また、誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出すための教育を実現する観点から、遠隔・オンライン教育やデジタル機器の機能を最大限に活用して誰もが質の高い教育を受ける機会を確保することが重要である。さらに、子供の貧困や虐待、いじめなどの困難の中には実態が見えにくく、子供に支援が届きにくいという課題がある中で、関係機関とも連携して学校の福祉的役割をより発揮していくためには、データを基に子供の SOS を把握してプッシュ型支援につなげていくことが重要である。

【第7回会議において議論】

(デジタルの活用とリアル（対面）活動の重要性)

- 学びに新たな可能性をもたらしたデジタルを活用した教育は積極的に活用されることが求められる。また、リアル（対面）による授業や課外活動の役割も教育において不可欠である。デジタルとアナログ、遠隔・オンラインと対面・オフラインは、いわゆる「二項対立」の関係には立たないことに留意が必要である。これらの最適な組み合わせは、学校段階や学習場面、また一人一人の状況によって異なるものであり、双方のメリット・デメリットを考慮する必要がある。
- 例えば、大学においては、遠隔・オンライン教育のメリットとして、自分のペースで学修できることや自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないこと、友人と授業を受けられないこと、身体的疲労が大ききことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔・オンライン教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保すること

ができるといった利点も想定される。

- 小中高等学校においては、従来の教師による対面指導に加え、一斉学習や個別学習、協働学習など様々な学習場面において ICT を活用することや、目的に応じ遠隔授業やオンデマンドの動画教材を取り入れるなど、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての教師の役割を果たしつつ、リアルとデジタルを融合した授業づくりに取り組むことが考えられる。その際、デジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用も重要である。さらに、学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育や個々の才能を伸ばすための高度な学びへの対応など、デジタルの利点を生かした活用も考えられる。
- 一方、コロナ禍においては、子供たちのリアルな体験機会が大きく減少しており、地域や企業と連携・協働して、リアルな体験活動の機会を充実させていくことも必要である。
- これらの効果と課題等を踏まえ、それぞれの学校等において、教育効果を最大限に発揮する活用方法を検討することが求められる。

⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(教育政策推進の実効性の確保)

- 基本的な方針の 1～4 までの教育政策を推進し、本計画の実効性を確保するためには、経済的・地理的状况によらず子供たちの学びを確保するための支援、指導体制・ICT 環境の整備、安全安心で質の高い教育研究環境の整備、大学の経営基盤の確立、各高等教育機関の機能強化などを図ることが重要である。

(経済的状况によらず学びの機会を確保するための支援)

- 子供たちの学びの経済的支援については、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金・高校生等奨学給付金、高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない支援により、希望する誰もが質の高い教育を受けられるための環境が整備されてきた。今後、教育未来創造会議第一次提言の内容を踏まえ、新たな時代に対応する学びの支援の充実を図ることが求められる。

(指導体制・ICT 環境等の整備)

- 我が国の初等中等教育は国際的にも高く評価されており、これは教育現場で日々子供たちに向き合う教師の熱意と努力に支えられている。他方、近年、子供たちが抱える困難が多様化するとともに、情報活用能力など新たな能力育成の要請等もあり、我が国の教師の勤務時間は国際的に見て長くなっていること

に加え、教師不足の問題が顕在化している。次期教育振興基本計画の実効性確保のためには、教師の人材確保が不可欠であり、学校における働き方改革の更なる推進とあわせて、指導體制の整備等を通じ、教職の魅力の向上を図る必要がある。その際、多様化する困難等に対し「チーム学校」として対応するためには、教員業務支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの役割も重要である。また、本年度実施の教員勤務実態調査の結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含めた処遇の在り方を検討していく必要がある。

- 加えて、ICT環境の充実が計画の実効性の確保のために不可欠である。GIGAスクール構想で整備した1人1台端末の持続的な活用やネットワーク環境の更なる改善に取り組むとともに、校務のDX、ICT支援員の配置、GIGAスクール運営に係る体制の強化等を引き続き推進していく必要がある。
- 大学においては、学修者本位の教育を実現していくため、教員の多様性の確保、大学のミッションに応じた教員評価、TA・RAの活用、教職協働の推進、教育研究の時間を生み出す組織マネジメントの確立・推進等が求められる。

(NPO・企業等多様な担い手との連携・協働)

- 「自前主義からの脱却」は学校段階を通じて今後重要となる学校経営の方向性である。学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保は子供たちのウェルビーイングを育む上で重要な役割を果たす。不登校の児童生徒や引きこもりの青少年の支援などに取り組むNPO法人、子供たちの体験活動の機会提供やICT教育支援を行う企業、地域において部活動の担い手となるスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進すべきである。高等教育段階においても学外の様々な機関との連携・協働を行うことが求められる。さらに、少子化が進展する中で、他校・他大学との連携を進めることも重要な視点である。
- また、医療・保健機関、福祉機関、警察・司法との連携により、子供の健康や安全を守るための取組を引き続き推進する必要がある。

(安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、社会教育施設等の整備)

- 新しい時代として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、社会変化に対応してデジタルやグリーン、ウェルビーイングや共生社会等を推進するためには、安全・安心で質の高い教育研究環境の確保も極めて重要である。小中高等学校から高等教育段階を通じて、長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策や防災機能強化を行うとともに、脱炭素化やバリアフリー化、地域との連携・共創拠点等の観点から環境整備を推進する必要がある。

- また、質の高い学びを実現するため、学校図書館や教材の整備の充実を図る必要がある。社会教育施設については、利用者の学習機会の充実の観点から、デジタル基盤を強化することが求められる。

(児童生徒等の安全確保)

- 「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。

(各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ)

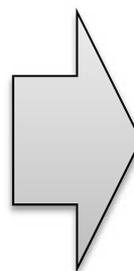
- 計画策定に向けては、教育関係団体から意見を聴くとともに、教育の当事者である子供からの意見を聴くことも必要である。その上で、対話を通じて計画の策定・広報・フォローアップを行うことで、教育現場、地方公共団体、子供・学生・保護者、大学等の高等教育機関など、各ステークホルダーと政府が一体となって教育を振興していく共通意識を持つことが重要である。

Ⅲ. 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき事項

- 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方
- 教育投資の在り方

Ⅳ. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

- 目標、指標、基本施策



今後議論

変わる滋賀 続く幸せ

-Evolving SHIGA-

みんなで目指す 2030 年の姿

基本理念の実現に向け、みんなで目指す 2030 年の姿を、「人」、「経済」、「社会」、「環境」の 4 つの視点で描きます。これは、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、SDGs の特徴でもある、経済、社会、環境の三側面のバランスの取れた持続可能な滋賀を目指すものです。この実現のためには、行政だけではなく、県民一人ひとり、また、NPO、企業、大学等の多様な主体が共通の思いを持ち、互いに連携しながら取組を進めていく必要があります。

社会 未来を支える 多様な社会基盤

ハードとソフトの両面から、地域の特性に配慮した社会基盤の整備が進み、これまで以上に安全・安心な生活や産業活動を支えています。

環境 未来につなげる 豊かな自然の恵み

すべての人や企業などが環境に配慮した暮らしや産業活動を行うとともに、多様な主体が環境保全活動に取り組み、地域資源を活用した健全な循環のもと、琵琶湖をはじめ、すべてのいのちの基盤となる環境からの恵みがあふれています。





自分らしい未来を描ける生き方

年齢、性別、病気・障害の有無などにかかわらず、誰もが生涯を通じ、様々なつながりの中で自分らしくからだも心も健やかな生活を送ることができるようになり、健康寿命が延びています。

また、より自分らしい「柔軟で多様なライフコース」を自由に選択し、生涯現役で活躍することや、何度でも再挑戦することができるようになっていきます。



経済 未来を拓く 新たな価値を生み出す産業

環境や社会への配慮、ICT、IoT、AI、ロボット技術、データ活用など第4次産業革命への対応、成長市場や成長分野を意識した産業創出・転換、事業展開等が進み、社会的課題の解決に向けた取組が広がるとともに、Society5.0時代における滋賀の成長を支える多様な産業と雇用が創出されています。



「幸せでありたい。」これは、誰にも共通する思いです。

「幸せ」の感じ方は、一人ひとりの価値観により異なります。

また、その価値観は時代によっても変わってきました。

私たちは今、非常に大きな変化に直面しています。

しかもその変化は、世界がこれまで経験したことのないものです。

この未知の変化の中で、私たちがしなやかに変わり続け、

行動することにより、一人ひとりが幸せを感じることができる

滋賀をみんなの力でつくります。

人



自分らしい未来を 描ける生き方

「人生100年時代」と言われる長寿の時代の中、誰もが生涯を通じ、自分らしくからだもこころも健やかな生活を送ることができ、柔軟なライフコースを自由に描くことができるよう、環境の整備を進めます。

県の政策の方向性

- 生涯を通じた健康づくりと健康管理による予防
- 生まれてから人生の最終段階まで切れ目のない適切な医療福祉サービスの提供
- 誰もが居場所や生きがいを持ち、生涯を通じて自分らしく活躍できる社会づくり
- 社会全体で子どもを育む環境の整備
- 子どもがたくましくしなやかに生きる力を身に付けるための教育
- 生涯学び続け、様々な分野で活躍し続けることができる社会づくり



具体的な取組事例

健康寿命日本一／病気予防／地域医療福祉

こころの健康／文化・スポーツ／子育て・教育

リカレント教育／再挑戦／テレワーク

経済



未来を拓く

新たな価値を生み出す産業

世界の経済情勢の変化や技術革新が激しく、就業構造の変化が続く中、グローバルな経営視点や先端技術等により、競争力を有する県内産業の創出と、多様な人材の育成・確保や事業承継を支援します。

県の政策の方向性

- グローバルな経営視点や先端技術等による競争力を有する強い県内産業の創出
- 働き方の多様化と働く場の魅力向上による多様な人材の確保と事業承継の支援
- 生産性の向上や高付加価値化等による力強い農林水産業の確立



水環境ビジネス
(JICA 草の根技術協力事業/ベトナム)



近江牛

具体的な取組事例

IoT / AI / イノベーション / ESG 経営

ダイバーシティ / 高度人材育成 / 事業承継

スマート農業 / オーガニック / 観光・魅力発信

社会

未来を支える 多様な社会基盤

人口減少、高齢化の進展により、地域それぞれの状況が変わっていく中、地域社会を支える基盤として、道路や河川、ICT環境などの社会インフラの整備や、多様な人々の参加による住民が主体となった地域づくりなどを進めます。

県の政策の方向性

- 社会インフラの整備とコンパクトで移動・交流しやすいまちづくり
- 自分たちの身近な暮らしを支える、安全・安心な地域づくり
- 農山漁村の持つ多面的価値の持続可能な継承
- 多様性を認め、互いに支え合う共生社会づくり



棚田



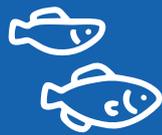
具体的な取組事例

強靱なインフラ／コンパクトなまち／ICT基盤

地域公共交通／地域コミュニティ／農山漁村

安全・安心／自然災害への備え／共生社会

環境



未来につなげる 豊かな自然の恵み

持続可能な社会経済活動が世界の潮流となる中、すべてのいのちの基盤として、琵琶湖や環境の保全再生と活用や、地球規模の環境問題への対応、持続可能な社会づくりを担う人材の育成などを進めます。

県の政策の方向性

- 琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用
- 気候変動への対応と環境負荷の低減
- 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力



森林環境学習「やまのこ」事業
(枝打ちの見学)



ビワマス



うみのこ
(びわ湖フローティングスクール)

具体的な取組事例

琵琶湖の保全再生・活用／地域資源の循環

気候変動への対応／低炭素・脱炭素社会

やまの健康／環境を支える人育て

What's 滋賀県基本構想？

●みんなの力を合わせて、目指す未来をつくります。

この「滋賀県基本構想」は、みんなの力を合わせ滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンです。県は、その実現に向け、一緒に取組を進めます。

●SDGs の特徴を生かします。

この基本構想では、目指す2030年の姿として、自分らしい未来を描くことができる生き方と、その土台として、将来にわたり持続可能な滋賀の姿を描きます。その実現のため、「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの特徴を生かします。

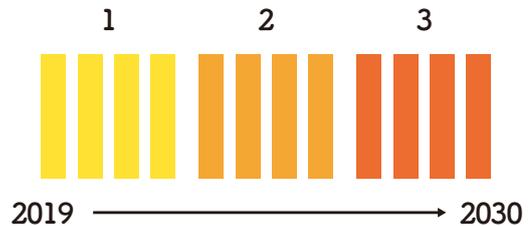
●2030年度までの12年間の計画とします。

私たちはこれから、人口減少、急激な高齢化、第4次産業革命と呼ばれる技術革新、リニア中央新幹線など都市の姿を変え得る高速交通の整備といった大きな社会的変化に直面します。

この基本構想は、これらの大きな変化のその先、2030年度までの12年間(2019年度～2030年度)の計画とします。

滋賀県基本構想実施計画

この基本構想に基づく県の取組を着実に進めるため、計画期間である2030年度までの12年間で4年ごとの3期に分け、その期間の政策を定めた「実施計画」を策定します。



目指す姿の実現に向けて活かすべき滋賀県の特徴

- 全国トップクラスの健康長寿県
- 大学等の知的資源の集積と自ら学ぶ姿勢を持つ県民性
- スポーツや運動に親しむ県民性
- 近江商人「三方よし」の理念
- 自分たちの地域を自分たちで守る住民自治の実践
- 一人ひとりの存在を光とする、共生社会の精神
- 経済圏の結節点に位置し、太平洋側にも日本海側にもアクセス良好な恵まれた地理的条件
- 研究開発拠点の集積による特色あるモノづくり
- 豊かな歴史や文化芸術
- 恵まれた自然環境・生活文化
- 琵琶湖と共生する、環境に配慮した特色ある農林水産業と多彩な食文化
- 様々な価値を有する「国民的資産」琵琶湖
- 森・川・里・湖がつながった環境
- 世界の湖沼環境保全などへの貢献

「SDGs (エス・ディー・ジーズ)」とは？

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。

2030年までに、発展途上国だけでなく、先進国も含めた国際社会が取り組むべき17の目標。2015年9月の国連サミットで採択されました。

私たちは、地球を救うことができる最後の世代となるかもしれないと言われています。

持続可能な社会をつくるために、経済成長、社会的包摂(「誰一人取り残さない」)、環境保護という3つの課題を統合的に解決することを求めています。



SHIGA × SDGs

滋賀県基本構想

変わる滋賀 続く幸せ
-Evolving SHIGA-

平成31年(2019年)3月策定
- 37 -

発行者：滋賀県(総合企画部企画調整課)
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
電話 077(528)3312 / FAX 077(528)4830
E-mail kikaku02@pref.shiga.lg.jp
HP <https://www.pref.shiga.lg.jp/>



滋賀県基本構想

